

憲法九条の歌

曲 きたがわ てつ

1 C 2 G 3 D7

4 G 5 C 6 G

7 D7 8 G

9 C 10 D7 11 G

12 Em 13 Am 14 Em

15 Am 16 C 17 G

18 D 19 1.G 20 2.G

えい きゅう に こ れ を ほ う き す る

22 D7 C G D

26 Em C D

29 C G

32 C G D7

35 G C G

38 D7 G

40 C

ぜんこうのもくてきを たつする た め りくかいくぐんそのたのせんりよく

は これ を ほじしな い く に の こう せん けん は こ

れ を み と め な い

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



ラ